Ⅵ　地方公共団体の財政の健全化に関する法律等について

１　目的

地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化、財政の再生、公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

２　健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律では、４つの指標を健全化判断比率として定め、毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率を議会に報告し、公表します。４つの指標に早期健全化基準が設けられ、１つでも早期健全化基準を超えるものがあれば、財政健全化計画を策定し、財政の健全化を図っていくことになります。

さらに、将来負担比率を除く３つの指標については、財政再生基準が設けられ、１つでも財政再生基準を超えるものがあれば、財政再生計画を策定し、国の関与を受けつつ財政の再生を図っていくことになります。

なお、本県の令和７年度決算に基づく、令和８年度健全化判断比率は第34表のとおりで、いずれの指標とも、財政の早期健全化を図るべき基準である早期健全化基準等を下回りました。

第34表　令和８年度の本県の健全化判断比率

内　　容		本県の健全化判断比率（対前年度）	早期健全化基準	財政再生基準
(1)実質赤字比率	当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもの	― (―)	3.75%	5.00%
(2)連結実質赤字比率	全ての会計の赤字や黒字を合算し、赤字の程度を指標化して財政運営の悪化の度合いを示すもの	― (―)	8.75%	15.00%
(3)実質公債費比率 (3か年平均)	地方債の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの	11.6% (+0.7)	25.0%	35.0%
(4)将来負担比率	一般会計等の地方債や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの	151.6% (△8.1)	400.0%	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率がないため「―」を記載

３　健全化判断比率の算定内容等について

第35表　実質赤字比率　なし（実質赤字は生じていない）

（一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率）

（単位：億円）

	内　　容	R6決算	R7決算
分子	実質赤字額　①＋②	―	―
	①一般会計における実質赤字額	―	―
	②一般会計等に係る特別会計における実質赤字額 母子父子寡婦福祉資金、中小企業高度化資金 など 11特別会計	―	―
分母	標準財政規模 （税収・普通地方交付税など標準的な一般財源の規模。臨時財政対策債発行可能額を含む。以下同じ。）	2,749	2,803

第36表　連結実質赤字比率　なし（全会計とも黒字又は資金不足なし）

（全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率）

（単位：億円）

	内　　容	R6決算	R7決算
分子	連結実質赤字額　①＋②＋③	―	―
	①一般会計等における実質赤字額	―	―
	②公営企業会計以外の公営事業に係る特別会計における実質赤字額 駐車場事業、国民健康保険事業	―	―
	③公営企業会計における資金不足額 （法適用企業）県立病院事業、流域下水道事業 （法非適用企業）臨海工業地帯造成事業、番の州地区臨海工業用土地造成事業、内陸工業団地造成事業	―	―
分母	標準財政規模	2,749	2,803

第37表　実質公債費比率　11.6%（前年度　10.9%）

（一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の３か年平均）

（単位：億円）

	内　　容	R4決算	R5決算	R6決算	R7決算
分子	元利償還金等　①＋②－（③＋④）	242	250	283	315
	①元利償還金	604	602	607	622
	②準元利償還金	16	13	14	16
	③特定財源	4	3	3	14
	④基準財政需要額算入額	374	362	335	309
分母	標準財政規模　⑤－④	2,310	2,339	2,414	2,494
	⑤標準財政規模	2,684	2,701	2,749	2,803
	④基準財政需要額算入額	374	362	335	309
	分子/分母（%）	10.5	10.7	11.7	12.6

※端数整理の関係から、計が一致しない場合があります。

第38表　将来負担比率　151.6%（前年度　159.7%）

（公営企業、出資法人等を含めて、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率）　（単位：億円）

	内　　容	R6決算	R7決算
分子	将来負担すべき実質的負債　①－②	3,856	3,783
	①将来負担額（一般会計等の地方債現在高等）	8,745	8,536
	②充当可能財源等（基準財政需要額算入見込額等）	4,889	4,753
分母	標準財政規模　③－④	2,414	2,494
	③標準財政規模	2,749	2,803
	④当該年度基準財政需要額算入額	335	309

※端数整理の関係から、計が一致しないことがあります。

４　資金不足比率について

資金不足比率とは、公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の悪化の度合いを示すものです。

公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業会計ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされています。資金不足比率が経営健全化基準（20%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

なお、本県の公営企業会計の資金不足比率は第40表のとおり生じていません。

第39表　資金不足比率の算定

分子	資金の不足額 （法適用企業）流動負債等－流動資産等 （法非適用企業）歳出額等－歳入額等－土地収入見込額
分母	事業の規模 （法適用企業）営業収益の額－受託工事収益の額 （法非適用企業）営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額 ※宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、資本及び負債の合計額

第40表　資金不足比率（全会計とも資金不足なし）

公　営　企　業　会　計　名	R6決算	R7決算
香川県立病院事業会計	―	―
香川県流域下水道事業会計	―	―
臨海工業地帯造成事業特別会計	―	―
番の州地区臨海工業用土地造成事業特別会計	―	―
内陸工業団地造成事業特別会計	―	―

（参考）健全化判断比率等の対象について

